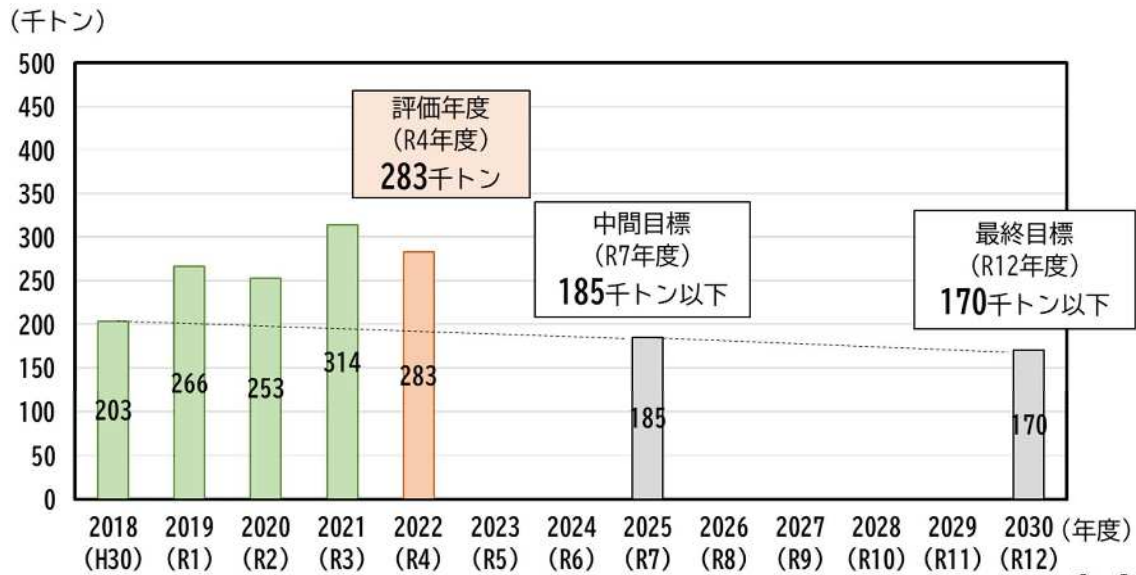


## 新たな計画目標値の検討④

- 産業廃棄物の排出量や処分量は、生産量の増加や新規の工場立地等の影響を受ける。
- 2050年カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーへの移行に向けて、産業廃棄物の減量化・資源化は不可欠なため、産業廃棄物最終処分量の目標は現状のまま継続して設定する。



あわせて景気変動等の影響を受けにくい指標を新たに検討した。

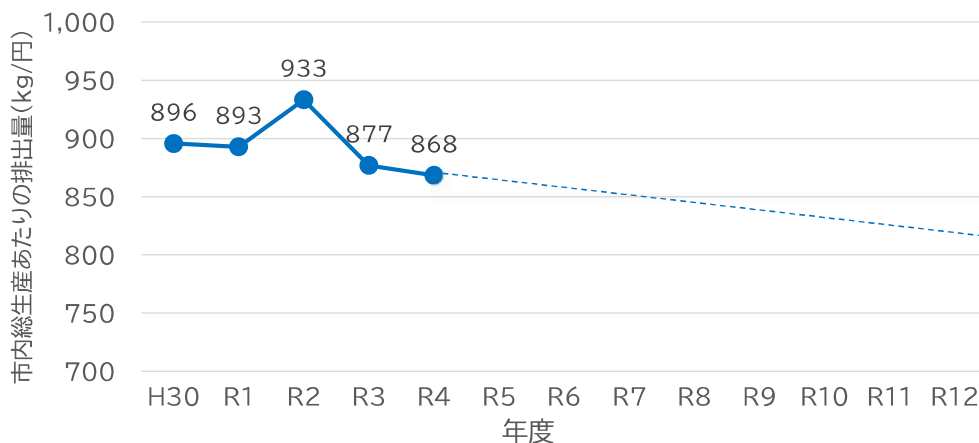


## 新たな計画目標値の検討⑤

- より多くの付加価値を少ない廃棄物量で生み出すための指標として、「市内総生産あたりの産業廃棄物排出量」をモニタリング指標として設定する。

$$\text{市内総生産 (※) あたりの産業廃棄物排出量 (kg/円)} = \frac{\text{産業廃棄物排出量}}{\text{市内総生産}}$$

(※) 北九州市市民経済計算 1表 経済活動別市内総生産 (生産側、名目)



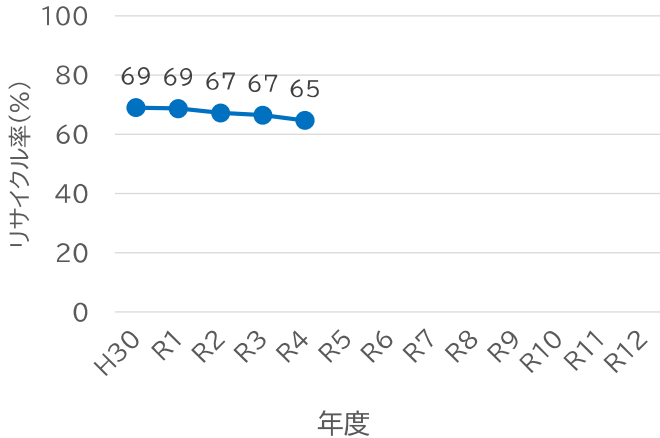
長期的なトレンドとして単位経済活動あたりの排出量が減少傾向となることを目指し、継続的なモニタリングを行い、将来的に適切な目標値の設定を図る。



## 新たな計画目標値の検討⑥

- ▶ サークュラーエコノミーに向けた産業廃棄物の資源化の評価を行うため、「リサイクル率」を新たなモニタリング指標として設定する。

$$\text{産業廃棄物等のリサイクル率 (\%)} = \frac{\text{有価物量} + \text{産業廃棄物有効利用量}}{\text{発生量}} \times 100$$



・発生量

$$= \text{有価物量} + \text{産業廃棄物排出量}$$

→ 金属くずなど、利用価値が高く、廃棄物としてではなく、有償売却されるもの

・産業廃棄物有効利用量

→ 排出された産業廃棄物が、選別や破碎などの処理工程を経て、有効利用された量

(例)

金属くず → 製鉄原料

鋳さい → 路盤材の原料

- ☞ 近年は緩やかに減少している。継続的なモニタリングを行い、将来的に適切な目標値の設定を図る。



## 計画目標等 (案)

	項目	基準年度	現状 (R6年度)	旧計画目標 (R12年度)	新計画目標 (R12年度)
計画目標 (案)	市民1人一日あたりの家庭ごみ量	468g (R1)	418g	420g以下	<b>400g以下</b>
	事業系ごみ量 (市の施設で処理した量)	162,292 <sup>ト</sup> (R4)	153,267 <sup>ト</sup>	157,682 <sup>ト</sup> 以下	<b>R4比20%以上削減 (129,833<sup>ト</sup>以下)</b>
	市民1人一日あたりの紙類の焼却量 (乾燥重量)	243g (R1)	219g	—	<b>195g以下</b>
	市民1人一日あたりの合成樹脂類の焼却量 (乾燥重量)	84g (R1)	85g	—	<b>75g以下</b>
	一般廃棄物処理に伴い発生するCO2排出量	88千 <sup>ト</sup> (R1)	95千 <sup>ト</sup> (速報値)	60千 <sup>ト</sup> 以下	60千 <sup>ト</sup> 以下
	産業廃棄物の最終処分量	203千 <sup>ト</sup> (H30)	283千 <sup>ト</sup> (R4)	170千 <sup>ト</sup> 以下	170千 <sup>ト</sup> 以下
モニタリング項目 (案)	リサイクル率 (一般廃棄物) うち、家庭系リサイクル率	28.0% 33.1% (R1)	26.2% 27.9%	32%以上 36%以上	目標値は定めず モニタリングを 継続
	家庭ごみに含まれるリサイクル可能な紙類の量 (住居併設事業所を含む)	21,211 <sup>ト</sup> (R4)	22,783 <sup>ト</sup>	—	
	家庭ごみに含まれるリサイクル可能なプラの量 (住居併設事業所を含む)	12,075 <sup>ト</sup> (R4)	14,433 <sup>ト</sup>	—	
	市内総生産あたりの産業廃棄物排出量	896kg/円 (H30)	868kg/円 (R4)	—	
	産業廃棄物等のリサイクル率	69% (H30)	65% (R4)	—	

---

## IV ごみ処理施設の今後のあり方



---

17

---

### ごみ処理施設の今後のあり方

---

(既) 廃棄物の適正処理・リサイクルを継続していくためには、ごみ処理施設の機能を維持・向上していくことが必要。

また、その際には、大規模災害への対応、温室効果ガスの削減、広域処理などの視点も含めて検討することが必要。

(拡) 長期安定的にごみ処理体制を確保するためには、適正かつ経済的なごみ処理施設の運営が重要。

そのため、収集運搬から焼却、最終処分まで、ごみ処理体制全般のあり方や関連施設等の方向性について、市・排出者それぞれの処理責任やコストも含めて、様々な角度から検討を進めなければならない。

ついでには、ごみの排出量やリサイクルの促進状況、周辺自治体からの広域受入れ等を考慮したうえで、長期安定的なごみ処理体制の構築について、様々な角度から検討する。



---

18

# ごみ処理施設の今後のあり方

## (1) 焼却工場

※処理量（R6）は、あわせ産廃・他都市ごみ・災害廃棄物を含む。

	名称	所在地	処理能力	処理量（R6）	処理対象	稼働(年度)	使用年限(年度)
焼却工場	日明工場	小倉北区	【旧工場】600トン/日	77,953 ト	一般ごみ	H3	R6
			【新工場】508トン/日	25,909 ト		R7	R26頃
	皇后崎工場	八幡西区	810トン/日	159,104 ト	一般ごみ (一部破碎ごみ)	H10	R17頃
	新門司工場	門司区	720トン/日	115,654 ト		H19	R19頃

(既) 予防保全対策によって施設の長寿化を図るストックマネジメント手法により、財政負担を抑制する。

(拡) 焼却工場から排出されるCO2の分離回収・活用といった新たな技術の導入の検討に向けて、先進都市の取組事例や技術革新の動向に係る調査・研究などを行う。（審議中の北九州市温暖化対策計画に合わせたもの）

(既) 将来の建替えに備え、国の方針やごみの減量化などに注視しながら、効率的な施設規模や工場体制を含めた検討を行う。

(拡) 市に処理責任がある一般廃棄物とあわせて焼却してきた産業廃棄物（あわせ産廃）の処理について、他都市の動向や、市が処理するごみ量の推移などを検証するとともに、施設の負荷低減や施設規模の観点から見直しも含めて検討する。

(既) 新門司工場（シャフト式ガス化溶融炉）において、焼却灰溶融物（メタル・スラグ）を有効活用する。

(既) 皇后崎工場で発生する焼却灰の一部を、セメント原料として有効活用する。



## あわせ産廃について

## 【参考】

### 【あわせ産廃】（廃棄物処理法 第11条第2項）

市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

### 【他の政令市の状況】（焼却工場等での民間の産廃受入れ状況：R7.1現在）

受入れ有り（7市）：札幌・横浜・新潟・静岡・岡山・福岡・熊本

受入れ無し（12市）：仙台・さいたま・千葉・川崎・相模原・浜松・名古屋・京都・大阪・堺・神戸・広島

### 【本市の状況（焼却工場）】

北九州市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を次のように定める。（令和3年北九州市告示第87号）

焼却工場への産廃搬入量（R6年度実績）：18,775トン（市内ごみ焼却量全体の約6.1%）

<品目(焼却工場抜粋)>

<要件>

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 紙くず              | 20トン/月以下                   |
| (2) 木くず              | 減量化・無害化・安全化等の処置がされていること    |
| (3) 繊維くず             | あらかじめ市長の許可を受けていること         |
| (4) 動物又は植物に係る固形状の不要物 | 再使用又は再生利用が可能な紙くず、木くずではないこと |

# ごみ処理施設の今後のあり方

## (2) 最終処分場

※埋立量は、市内の産業廃棄物・他都市ごみ焼却灰を含む。

	名称	所在地	容量	埋立量	残容量 (R7.3)	稼働年度	使用年限(年度)
最終処分場	既 響灘西地区 廃棄物処分場	若松区	7,150千m <sup>3</sup>	(R6) 81千m <sup>3</sup> (R5) 140千m <sup>3</sup>	511千m <sup>3</sup>	H10	R13頃
	新 響灘東地区 廃棄物処分場	若松区	2,534千m <sup>3</sup>	建設中	-	R14頃	R31~64頃 【注】

【注】産業廃棄物の受入れ条件等について、今後然るべき時期に決定することとしており、受入れ条件により埋立期間は17~50年程度。

(既) さらなるごみの減量化、資源化の推進等により、既存施設の延命化に努める一方、引き続き新処分場の整備を進める。

(拡) 新処分場は、現在の処分場に比べて容量が小さい。

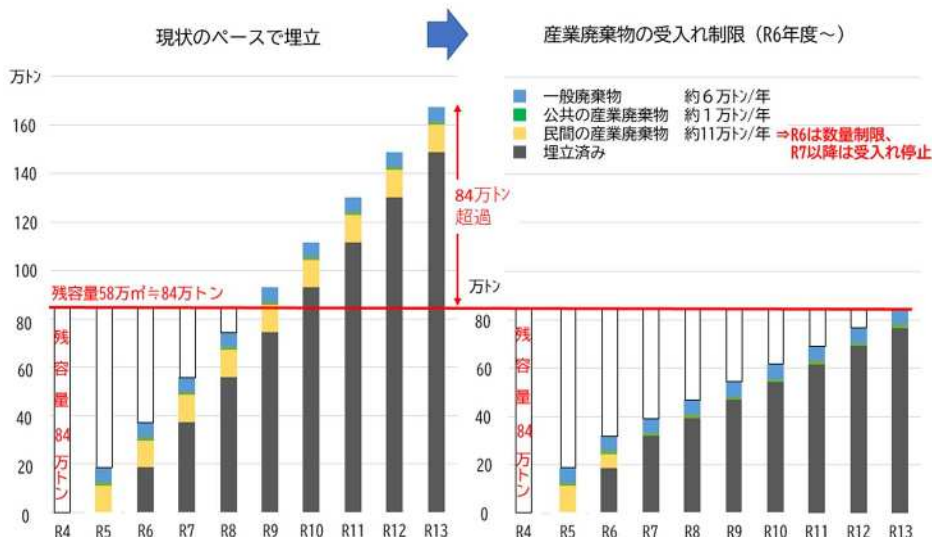
長期安定的な運用を図るため、受入れ条件の見直しも含め、運用方法を検討する。



## 響灘西地区廃棄物処分場の運用

【参考】

(現行処分場における産廃の受入れ制限：R6.4.22環境審議会報告)



R5年度までは市内で排出された産廃を受入れてきたが、R6年度は受入れを制限、R7年度から受入れを停止して延命。

(受入れ制限前の状況：R5.10.11常任委員会報告)

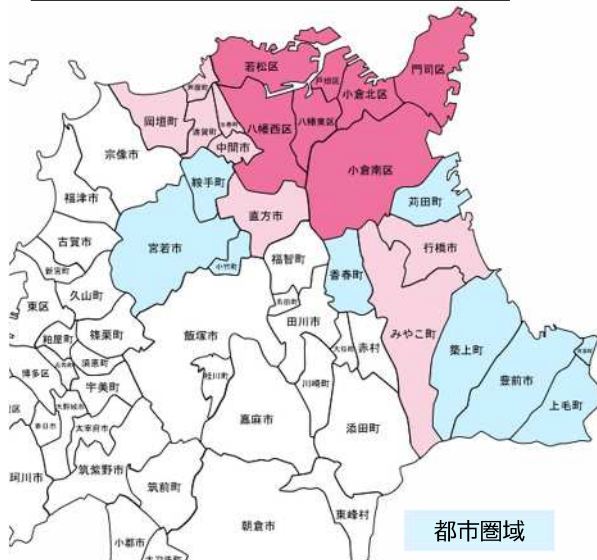
- 年間約18万トンの廃棄物を埋め立て（一般廃棄物：約6万トン/年、産業廃棄物：約12万トン/年）
- 産業廃棄物12万トンのうち、およそ半分が市外で発生し、市内で中間処理したもの。
- 産業廃棄物12万トンのうち、上位5社が搬入量全体の約2/3を占める（全体：約700社）



# ごみ処理施設の今後のあり方

## (3) ごみ処理の広域連携

### 北九州都市圏域連携中枢都市圏



受入れ自治体 (3市5町)

本市 3 工場の全焼却量の約 2 割を占める

(既) 今後、県が策定する広域化・集約化計画を踏まえ、県及び周辺自治体と連携を図りながら、圏域内の長期・安定的な廃棄物処理体制の構築を目指す。

(拡) 一方、本市の焼却施設や、最終処分場の能力には、一定の限界がある。

今後の広域連携の方向性は、本市の持続的な廃棄物処理体制のあり方とも密接に関係するため、コスト負担も含めて、多角的な検討を行う。

(既) 受入れ三原則

- 本市のごみ処理に支障がないこと
- 本市と同等以上のリサイクル、減量努力を行うこと
- 本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること

(既) エコタウン事業等の民間リサイクル施設での受入れについては、地域循環共生圏を構築する観点からも推進する。



## ごみ処理広域化・集約化に係る動向

【参考】

### 【国】

令和 6 年 3 月 2 9 日付け通知

「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

- ・現在および将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要。
- ・都道府県は、令和32（2050）年度を計画期間とする「長期広域化・集約化計画」を令和9年度までに策定すること。

### 【福岡県】

- ・福岡県長期ごみ処理広域化・集約化計画の策定に向けたエリア会議を実施（令和 6 年度～）
- ・検討を進める地域を決定するために協議を行うエリアを設定（県内4エリアのうち、本市は北九州エリア）

必ずしも各エリア内での広域化・集約化を求めるものではない。  
必ずしも組合の設立や大都市受入れを前提としたものではない。  
焼却施設に限らず、必要となる施設（最終処分場・中継施設等）についても考慮

R8.2.10エリア会議資料抜粋



---

## V 次回の審議内容（案）



---

25

---

### 次回の審議内容（案）

---

#### パブコメ案の審議

##### 考え方

- 第二期計画の「中間見直し」のため、全体の構成は既存計画に沿った内容とする。
- 市民に手に取って読んでもらえる計画にするため、簡潔かつ平易な表現を用い、既存の計画から大きくボリュームを削減し、読みやすい計画とする。  
(施策の説明等は、資料編へ移行)



---

26